

上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の農林漁業者の所得向上を図るため、意欲のある農林漁業者に対し、農林水産物等のマーケティング活動に必要な経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 上越市中山間地域振興基本条例（平成23年上越市条例第36号）第2条第1号に規定する区域であって、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4に定める対象地域及び対象農用地であるものをいう。
- (2) 一般地域 本市の中山間地域を除いた地域をいう。
- (3) 農林水産物等 本市で生産又は漁獲された農産物等、林産物・水産物等をいう。
- (4) 農産物等 本市で生産された農産物又は農産加工品をいう。
- (5) 林産物・水産物等 本市で生産された林産物、特用林産物又は本市で漁獲された水産物若しくは水産加工品をいう。
- (6) 林産物 保有山林において生産され、又は採取された木材をいう。
- (7) 特用林産物 食用のしいたけ、えのきたけ、ぶなしめじ等のきのこ類、樹実類、山菜類等及び非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料並びに竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物（木材を除く。）をいう。
- (8) 農業者等 農業者、複数の農業者で構成される団体、農業法人又は複数の農業法人による連携組織をいう。
- (9) 林業者 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第2項第2号に規定する造林業、育林業又は素材生産等を営む人をいう。
- (10) 林業者等 林業者又は複数の林業者で構成される団体をいう。
- (11) 漁業者 漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者をいう。
- (12) 漁業者等 漁業者又は複数の漁業者で構成される団体をいう。
- (13) 認定農業者 次に掲げる農業者等をいう。

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する認定農業者

イ その他アに掲げる認定農業者に類するものとして市長が特に認める農業者等

(14) 認定新規就農者 法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた人又は団体をいう。

(15) 販売農家 経営耕地面積が30アール以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上ある農業者等（認定農業者及び認定新規就農者を除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める農林漁業者とする。

(1) 中山間地域農業枠 本市に居住し、又は所在する農業者等で、中山間地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動に取り組むもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 販売農家で次のいずれにも該当するもの

(7) 実施要領第6に定める集落協定を締結した農業者等の構成員であること。

(4) 市税を完納していること。

イ 認定農業者又は認定新規就農者で、次のいずれにも該当するもの（ウに該当する農業者等を除く。）

(7) 実施要領第6に定める集落協定を締結した農業者等の構成員であること又は実施要領第6に定める個別協定を農用地の権原を有する人及び団体と締結していること。

(4) 市税を完納していること。

ウ 中山間地域の農業者三者以上で構成される団体で、次のいずれにも該当するもの

(7) 農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体であること。

(4) 市税を完納していること。

(2) 一般地域農業枠 本市に居住し、又は所在する農業者等で、一般地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動に取り組むもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 販売農家で、市税を完納しているもの

イ 認定農業者又は認定新規就農者で、市税を完納しているもの

ウ 市内の農業者三者以上で構成される団体で、次のいずれにも該当するもの

(7) 農産物等の高付加価値化販売に取り組む団体であること。

(4) 市税を完納していること。

(3) 林業・水産業枠 本市に居住し、又は所在する林業者等又は漁業者等で、自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等のマーケティング活動に取り組むもののうち、次のいず

れかに該当するもの

ア 林業者又は漁業者で、市税を完納しているもの（イに該当する林業者等又は漁業者等を除く。）

イ 本市の林業者等又は漁業者等三者以上で構成される団体で、次のいずれにも該当するもの

(7) 林産物・水産物等の高付加価値化販売に取り組む団体であること。

(4) 市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、農林水産物等のマーケティング活動に係る別表第1に掲げるコースの事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第2補助対象経費の欄に定める経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 中山間地域農業枠 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、上限額は、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 第3条第1号アに該当するもの 一の年度につき20万円

イ 第3条第1号イに該当するもの 一の年度につき30万円

ウ 第3条第1号ウに該当するもの 一の年度につき40万円

(2) 一般地域農業枠 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、上限額は、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 第3条第2号アに該当するもの 一の年度につき15万円

イ 第3条第2号イに該当するもの 一の年度につき20万円

ウ 第3条第2号ウに該当するもの 一の年度につき30万円

(3) 林業・水産業枠 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、上限額は、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 第3条第3号アに該当するもの 一の年度につき20万円

イ 第3条第3号イに該当するもの 一の年度につき30万円

2 前項の規定にかかわらず、別表第1左欄に掲げるコース番号1から5までの区分に応じ、同表右欄に定める補助対象事業に係る補助対象経費の合計額（同一年度内に複数回にわたり申請する場合にあっては、当該額の合計額）が15万円以上となる場合にあっては、販路拡大加算特例として、同項各号に掲げる上限額にそれぞれ10万円を加算して得た額を上限額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象事業に係る農林水産物等が上越市ふるさと上越応援寄附金の返礼品である場合にあっては、ふるさと上越応援寄附金返礼品加算特例として、第1項各号に掲げる上限額又は前項に定める上限額にそれぞれ10万円を加算して得た額を上限額とする。

（交付申請書等）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号ア若しくはイ、第2号ア若しくはイ又は第3号アに該当するもの 次に掲げる書類

ア 事業計画書（第2号様式）

イ 経費の内訳が分かる書類

ウ 見積書の写し

エ 法人にあっては、定款（定款がない場合にあっては、これに類するもの）

オ 販売農家、認定農業者又は認定新規就農者であることを証する書類

カ 納税状況の確認に係る承諾書

キ ふるさと上越応援寄附金謝礼等登録審査結果通知書の写し（前条第3項の場合に限る。）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 第3条第1号ウ、第2号ウ又は第3号イに該当するもの 次に掲げる書類

ア 事業計画書（第2号様式）

イ 経費の内訳が分かる書類

ウ 見積書の写し

エ 定款又は規約

オ 団体の収支決算書及び事業報告書並びに収支予算書及び事業計画書（いずれも直近のもの）

カ 納税状況の確認に係る承諾書

キ ふるさと上越応援寄附金謝礼等登録審査結果通知書の写し（前条第3項の場合に限る。）

ク その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 規則第8条第1項の規定による実績報告は、次に掲げる書類を添えて上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金事業成果等報告書（第4号様式）

(2) 写真その他補助対象事業の実施内容を確認することができる書類

(3) 補助対象経費に係る請求書（請求の明細が分かるものに限る。）及び領収書の写しその他支出を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

（上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱の廃止）

2 上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱（平成30年4月1日実施）は、廃止する。

（上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の上越市中山間地域の強みをいかした農産物等販売促進事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた補助事業者については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった

補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

別表第1（第4条関係）

コース 番 号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	首都圏マルシェ出店コース	農林漁業者が首都圏等で実施されるマルシェ（農産物直売所等）に自ら出店し、消費者等に直接販売する事業
2	商談会等出展、商談実施コース	農林漁業者が商談会、展示会等へ出展し、又は新潟県外において商談を行う事業
3	販売促進イベント開催、参加コース	上越産農林水産物等の販売促進イベントを開催し、又は参加する事業
4	ウェブサイト又はインターネットショップ開設、改良コース	上越産農林水産物等をPRし、及び販売するウェブサイト又はインターネットショップを開設し、又は改良する事業
5	インターネットショッピングモールへの新規出店、改良コース	上越産農林水産物等を販売するため、インターネット上のショッピングモール（サイト）に新規出店し、又は改良する事業

6	販売促進資材作成コース	上越産農林水産物等を販売促進するため、チラシ、パンフレット、カタログ、上越産をPRするダンボール箱、のぼり、タペストリー等の販売促進資材を作成する事業
7	プロカメラマンによる写真撮影・動画制作コース	上越産農林水産物等をPRするウェブサイト、インターネットショップ、販売促進資材等に掲載するため、プロカメラマンによる写真撮影又は動画制作を行う事業
8	広告出稿コース	上越産農林水産物等を販売促進するため、インターネット、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等に広告掲載を行う事業
9	雪室等活用高付加価値化チャレンジコース	上越市雪中貯蔵施設ユキノハコ、民間の雪室等を活用した上越産農林水産物等の高付加価値化又は雪下野菜の生産等に取り組む事業
10	マーケティング等専門家活用コース	マーケティングの研修会の開催又は外部研修会の参加、マーケティング活動の計画の策定、マーケティング活動に関するアドバイス、販売促進資材のデザイン指導、作成その他上越産農林水産物等のマーケティング活動を進めるため、マーケティング等の専門家を活用する事業
11	商品ブランド力強化コース	上越産農林水産物等のブランド力を強化するため、商標登録若しくは各種認証（有機 JAS 及び GAP 認証を除く。以下同じ。）を取得し、若しくは更新する事業又は食味コンクールに出品する事業
12	その他のマーケティング活動コース	1 から 11 までに掲げるコースのほか、上越産農林水産物等のマーケティング活動に取り組む事業

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内容
謝金	・ マーケティングの研修会の開催、マーケティング活動の計画の策定、マーケティング活動に関するアドバイス及び販売促進資材のデザイン指導等の専門家に支払う経費
人件費	・ 販売促進イベント等の参加に伴う販売員の臨時的な雇用（人材派遣サービスの利用を含む。）に要する経費
旅費	・ 農林水産物等の販売、研修、打合せ等のための補助対象者の構成員及び専門家の移動又は宿泊に要する経費
需用費	・ 販売促進イベントの開催に係る消耗品購入に要する経費
役務費	・ チラシ等の販売促進資材及び商品サンプル等の郵送に要する経費 ・ 販売促進イベントの開催に係る会場設営費に要する経費 ・ 農林水産物等のブランド力強化に資する商標登録又は各種認証の取得又は更新に要する経費 ・ ブランド力強化に資する食味コンクールへの出品に係る出品料及び出品物の郵送に要する経費

委託料	・販売促進イベントの開催に係る会場設営の委託に要する経費
広告宣伝費	・農林水産物等の販売促進に寄与するチラシ、看板、上越産をPRするダンボール箱その他販売促進資材（ただし、既存の販売促進資材を継続し、又は反復して使用するための作成経費を除く。）の作成に要する経費 ・農林水産物等の販路を拡大するための商品サンプルの提供に要する経費（ただし、販売促進イベントでの試食、持ち帰り用に提供する商品サンプル又は飲食店等の事業者に提供する商品サンプルで最低限度の量に限る。） ・農林水産物等をPRするウェブサイトの開設又は改良に要する経費 ・ウェブサイト、インターネットショップ及びチラシ等に掲載するためのプロカメラマンによる写真撮影に要する経費 ・農林水産物等を販売するインターネットショップの開設又は改良に要する経費 ・農林水産物等を販売するため、インターネットショッピングモールへの出店に要する経費 ・新聞、インターネット等での広告に要する経費
出展費（受講料を含む。）	・商談会等への出展に要する経費 ・外部研修への受講に要する経費
農林水産物等の高付加価値化に要する経費	・雪下、雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費（ただし、学校給食で使用する雪下、雪室野菜等の生産に要する保管費用等の経費以外の経費については、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、広告宣伝費及び出展費のうち、いずれか一つ以上の補助対象経費と同時に補助対象事業を実施する場合に限る。）
その他	・その他市長が必要と認める経費

第1号様式（第7条関係）

上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）
団 体 名
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
担 当 者 部 署 ・ 役 職 ・ 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金の交付を申請します。

コース番号及び名称 （複数選択可）	（コース番号）	（コースの名称）
事業費	円 （うち補助対象経費 円）	
補助金交付申請額	円	
補助対象者の区分 （いずれか一つに☑）	☐ 中山間地域農業枠	☐ ア（中山間地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動に取り組む販売農家） ☐ イ（中山間地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動に取り組む認定農業者又は認定新規就農者） ☐ ウ（中山間地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動（高付加価値化販売）に取り組む団体）
	☐ 一般地域農業枠	☐ エ（一般地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動に取り組む販売農家） ☐ オ（一般地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動に取り組む認定農業者又は認定新規就農者） ☐ カ（一般地域において自ら生産した農産物等のマーケティング活動（高付加価値化販売）に取り組む団体）
	☐ 林業・水産業枠	☐ キ（本市において自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等のマーケティング活動に取り組む林業者又は漁業者） ☐ ク（本市において自ら生産し、又は漁獲した林産物・水産物等のマーケティング活動（高付加価値化販売）に取り組む団体）
販路拡大加算特例 （該当する場合に☑）	☐ 別表第1に掲げるコース番号1から5までに要する経費の合計額が15万円以上のもの	
ふるさと納税返礼品加算特例 （該当する場合に☑）	☐ 補助対象事業に係る農林水産物等が上越市ふるさと上越応援寄附金の返礼品であるもの	

添付書類	(1) 事業計画書（第２号様式）、経費の内訳が分かる書類及び見積書の写し (2) 〔ア、イ、エ、オ又はキに該当する場合〕法人にあっては、定款（定款がない場合にあっては、これに類するもの） (3) 〔ア、イ、エ又はオに該当する場合〕販売農家、認定農業者又は認定新規就農者であることを証する書類 (4) 〔ウ、カ又はクに該当する場合〕定款又は規約 (5) 〔ウ、カ又はクに該当する場合〕団体の収支決算書及び事業報告書並びに収支予算書及び事業計画書（いずれも直近のもの） (6) 納税状況の確認に係る承諾書 (7) 〔ふるさと上越応援寄附金返礼品加算特例の適用を受ける場合〕ふるさと上越応援寄附金謝礼等登録審査結果通知書の写し
------	--

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
 - (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
 - (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。
- ☐ 上記について誓約します。（☐にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

申請者

1 事業の目的及び内容

（「誰に」「何を」「どのような価格、場所（流通）、広告宣伝等で販売するか」を明確にし、記載すること。）

2 事業の実施スケジュール

事業着手日：	年	月	日
事業完了予定日：	年	月	日

3 事業費内訳

	収 入		支 出		
	区分	金額	事業区分	金額	説明
補助対象経費	市補助金	円		円	
	自己資金	円		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
	計	円	計	円	
交付を受けようとする補助金の額		円			
同上算出基礎	補助対象経費× 分の（千円未満切捨て） 補助金の上限額				円

備考 事業の区分ごとに積算根拠を証する書類（見積書）を添付すること。

第3号様式（第8条関係）

上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）
団 体 名
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
担 当 者 部 署 ・ 役 職 ・ 氏 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

次のとおり補助対象事業を完了したので報告します。

補助金の交付 決 定 額		円	補助事業の 完了年月日	年 月 日
事業費精算内訳				
	区 分	予 算 額	決 算 額	説 明
収 入	市 補 助 金	円	円	
	自 己 資 金	円	円	
	計	円	円	
支 出		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	計	円	円	
収 支 差 引 額		円		
添 付 書 類		(1) 上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金事業成果等報告書（第4号様式） (2) 写真その他補助対象事業の実施内容を確認することができる書類 (3) 請求書及び領収書の写しその他支出を証する書類		

第4号様式（第8条関係）

上越市農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金事業成果等報告書

1 事業の実施スケジュール

事業着手日	年 月 日
事業完了日	年 月 日

2 事業の成果

工夫した内容	
販売実績 (販売量、販売額等)	
新たな取引等	
消費者及び取引先 からの評価	
今後の課題及び取 組予定	
その他 (事業の感想等)	